



2016年5月18日

各位

会社名 THK株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺町 彰博
(コード: 6481 東証第一部)
問合せ先 人事総務部長 藤田 勝巳
(TEL. 03-5434-0300)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2016年5月12日付で発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」について、一部誤りがございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は網掛け表示をしております。

記

1. 訂正内容

【訂正前】

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>【新 設】</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第33条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査等委員が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 46 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

	<p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>2. 第46期定時株主総会終結前の社外監査役</u> <u>(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に <u>関する会社法第423条第1項の損害賠償責任</u> <u>を限定する契約については、なお従前の例に</u> <u>よる。</u></p>
--	--

【訂正後】

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第33条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>【新 設】</p>	<p><u>附則</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>1. 第46期定時株主総会終結前の社外監査役</u> <u>(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に <u>関する会社法第423条第1項の損害賠償責任</u> <u>を限定する契約については、なお従前の例に</u> <u>よる。</u></p>

以 上